

町村週報

(町村の購読料は会費)
の中に含まれております

2625号

毎週月曜日発行

発行所 **全国町村会** 〒100 0014 東京都千代田区永田町1丁目11番35号：電話03 3581 0486 FAX03 3580 5955
発行人 山中昭栄：定価1部40円・年間1,500円(税、送料含む) 振替口座00110 8 47697

<http://www.zck.or.jp>

新春の富士 (山梨県忍野村)



も
く
じ

新年号特別企画
対談 論説 活動
政治フォーラム
随情 思想

「町村の行方」山本文男全国町村会会長＋大森 彌東京大学名誉教授
時代にふさわしいふるさとの価値……早稲田大学教授 宮口 侗 伸……
山本会長が20年度地財対策で意見「地方六団体・総務大臣会合」……
近藤副会長が地方交付税増額を要請「自民党総務部会関係合同会議」……
第二期分権改革で分権「受け皿」論再燃の可能性……
自然環境と独自の文化を生かして「鹿児島県徳之島町」……
町村Navi……
人が織りなす輝くまち養老 岐阜県町村会 養老町長 稲葉 貞一……
(22)(21)(17)(14)(13) (12)(8)(2)

閑話休題

「まちづくり元氣塾」

法政大学現代福祉学部部長 岡崎 昌之

東北電力株の肝いりで、新潟県を含めた東北7県を対象に「まちづくり元氣塾」が展開している。まちづくりに取り組む住民グループや団体、NPO等に対して、それを支援する専門家を「まちづくりパートナー」として派遣する。2、3名のパートナーが、年数回、現場を訪れ、議論を重ね、具体的な解決方を模索、提案する。

その一環でこの「元氣塾」が開かれているのが、秋田県阿仁町の根子集落である。阿仁町は今回の市町村合併で北秋田市という素っ気ない地名になったが、江戸時代から日本有数の銅生産の町、阿仁合を中心にした鉱業の町であった。しかし昭和30年代に銅生産も終了し、町の中心部も往時の面影はなくなった。中心部から南に約8キロ、昭和50年に開通した根子トンネルを抜けると、眼下に肩を寄せ合うように息づいている根子集落が見える。周囲を山に囲まれ、桃源郷のような美しい集落だ。

この集落にはマタギと根子番衆という誇るべき二つの伝統がある。根子マタギと呼ばれ、昔は北海道から北陸の山々までを渡り歩き、熊の胆を加工して全国に販売していた。根子番衆は幸若舞よりも古いとされるから、室町時代に端を発し、500年を経て継承されている。もとは根子の長男だけに舞うことが許された勇壮な舞で、重要無形民俗文化財の指定を受けている。

元氣塾で地元の方々と集落内を詳しく点検すると、これまで永く70戸で維持されてきた根子だが、過疎高齢化で5年後には50戸に急減することが予想される。マタギや根子番衆の継承も危機的状況だ。だが他方で、集落内には多くの宝も眠っていることが分かってきた。大きく拡大した詳細な地図を集会所の大広間に広げ、地元の方々と額をつき合せて検討すると、「ここには春に水芭蕉の花が咲く」「カタクリの群生がある」「この山から根子を見るともつと綺麗だ」「この萱葺家は何かに使えないか」「あそこの婆ちゃんの漬物は美味しい」と、沢山の意見が出てきた。

今回の「元氣塾」には、自慢の一品ベストスポットのデジカメ写真、散策ルート提案等々を地元の方々が持ち寄る。楽しみだ。500、600年続いたこのような集落を、ここ50、60年で消滅させてはならない。

写真キャプション

古来、天下に並ぶものない「不二」の山として、日本人の心の象徴であり続けた霊峰富士。万葉の歌人山部赤人が「田子の浦に うちいでてみれば 真白にぞ ぶじの高嶺に 雪は降りける」と詠んだ時代は、今から1300年近くさかのぼる。2008年の年頭、初雪を戴いた新春の富士を仰ぐ。

新年号特別企画

対 談

全国町村会長
山本文男

東京大学名誉教授
大森 彌

町村の行方

- 農山漁村の可能性 -



町村を取り巻く環境について語る山本全国町村会長（右）と大森東京大学名誉教授（左）

合併の検証が必要

大森教授 町村を取り巻いている環境について、会長のお立場でのお話をお伺いいたします。私の認識では、「平成の大合併」は2010年3月末で終わるのではないかと思っているのですが、会長の感触をお聞かせ願います。

山本会長 今回の合併には、町村などの小規模自治体を全てなくすという意図があるようですね。ですから全ての小規模自治体が合併してしまえば終わるのでしょうか。けれど、私はその先があるような気がしています。人口3万人程度の小さな市がありますが、「基礎自

山本文男全国町村会長（福岡県添田町長）と大森 彌東京大学名誉教授が去る11月26日、「町村の行方」をテーマに対談を行った。

対談では、平成の大合併、三位一体の改革、道州制の動向など町村を取り巻く環境について両氏が持論を展開。農山漁村地域の将来展望と可能性について熱く語った。

対 談

治体は10万人単位」という議論があるわけですから、更に合併するべきだという事になるのではないのでしょうか。

大森教授 町村ばかりではなくて、比較的人口が少ない市も合併を迫られるということですね。

山本会長 そう思います。私が安倍前総理に会ったときに「合併は一旦休止してはどうか」と言ったところ、総理は「合併は時代の要請でもありませんから」と答えました。

今回の合併は12、3年前から始まっていますが、地方自治体の数を1,000にするのは当時からの方針のようですね。

しかし合併をした結果が良かったのか悪かったのか、確かなことはまだ誰も言っていないのです。
大森教授 検証が必要だということですね。

合併した結果、市に暮らしている人の割合が全人口の88・8%になっています。一方、町村の人口割合は11・2%です。すなわち合併の効果として市に暮らす人を増やしたということです。これは「都市選挙戦略」を重視した自民党にとつては狙いどおりだったのでしよう。しかし、その結果、先の参議院選で自民党は惨敗をしました。

会長にお聞きしたいのですが、今回の「強力」な合併推進は、自民党にとつて本当にプラスだった

のでしょうか。これ以上合併を進めると政権党としてはもつと打撃を受けるのではないのでしょうか。

山本会長 いま合併をせずに残っている町村をこれ以上合併させようとするのであれば、合併の理由をみんなが納得しうるような条件に整えることが必要です。

大森教授 平成の大合併は政権党にとつてそれほど良い結果になったのかどうかは問題でしょう。このことを大局的に判断すれば、これ以上無理をして合併を進めないほうがいいのではないかと私は思っているのですが。

山本会長 合併の推進はある意味で圧力です。私の地元の福岡でも一度破綻した合併協議が再燃しています。これは合併をしないのは今の時代にそぐわないという、そうした風潮が強いからなのです。合併による悲劇というものがあまり浸透していないため、合併をした方が地域が良くなるのではないかと意識の方が強いのですね。

私の近隣でも合併をした町があるのですが、今非常に困っています。合併をしたけれども新しい町としての環境が伴わないのです。
大森教授 そのあたりを客観的に検証すべきだということですね。

合併するときに建設計画を作っていますが、私も調べるのですが、合併した自治体のほとんどが

この建設計画の内容を実現できていないのです。

何かにおいて合併したところが多いのではないのでしょうか。ひとつには「合併することが良い事で、しないことは悪い事だ」という風潮です。もうひとつは地方交付税が減ってきて、このままで財政的に大丈夫だろうか、という不安ですね。

山本会長 やはり多くの町村が、合併に走った一番の理由は財政の暗い見通しです。

地方交付税総額の確保を

大森教授 三位一体改革で3兆円の税源移譲がありました。実際のところ町村にはほとんど来ていません。むしろ地方交付税が減りましたから、三位一体改革は市町村にとつてプラスの改革とはいえなかったのではないのでしょうか。

山本会長 三位一体改革は町村側には有利には働きませんでした。むしろ厳しいものだけが残されたという状況です。国と都道府県と市町村の中で、町村が一番打撃を受けたといえます。

地方交付税と起債を合わせて5兆1千億円のマイナスイです。それは結局復活しなかったのです。
大森教授 最近では知事さんも市町

村長さんも地方交付税の減額分を復活せよとおっしゃっていますね。どこも台所事情がひどいものですから、今後、最も重要な地方交付税の行方ではないでしょうか。

山本会長 そのとおりです。
大森教授 町村側から見ると地方交付税をこのようにしてもらいたい、ということがありではないでしょうか。

山本会長 第一に総額の確保です。

私も主張していることは、地方交付税の総額をいくらと決めたのならその額を最低限保障をして、仮に税収が上がらず原資が不足した場合には、国がその分を補填するという仕組みです。そこまでやらなければ地方交付税の持つ本来の機能は、発揮されないと訴えております。

地方交付税というものは、もともと地方のものであって、国から与えられるものではないのです。地方交付税を地方共有税にしてほしいという私の主張は、そういう意味を込めたことなのです。

大森教授 最近「ふるさと納税」が話題になりましたが、私はふるさととは遠くにありて想うものではなく、本来は、「ふるさと」は近くにありて守るものだと思います。そこで、守るためにどうすれば

我が国にとって農山漁村地域は
残していくべきです。

そして振興させるべきです。

それを放棄することは、日本全体を
崩壊させるようなものです。

山本文男・全国町村会長

よいかを考えると、「ふるさと納税」程度の施策では十分ではないと思います。ふるさとを本当に守るためには、もっときちんとした財源保障の仕組みが必要になってくるのではないのでしょうか。

山本会長 「ふるさと納税」は焦点がややぼやけているような印象を受けます。そして納税する人に果たしてそれだけの愛郷心があるのかどうかということです。特に、若い世代の人たちは、どの程度愛郷心を持っているのかわかりません。

大森教授 20〜30代を対象にした「ふるさと納税」で寄付したい場所の意識調査では、第一位が北海道で二位が沖縄、そして三位が東京だったそうです。東京にお金が行



山本 文男（やまもと ふみお）

福岡県田川郡添田町長。

昭和46年添田町長に当選（通算当選回数10回）。平成4年福岡県町村会長就任、平成9年全国町村会副会長就任、平成11年全国町村会長就任（現在5期目）。

くというのでは、本来の趣旨と違ってくるのではないですか。

東京にはかりお金や、何もかもが一極集中して、地方との格差が拡大しているという問題があります。会長はこの問題について、どのようにお考えでしょうか。

山本会長 いま地方交付税の原資に地方法人二税を充てる案が出ていますが、狙いは東京と地方との格差の解消です。問題となるのは額ですが、東京から全額を出せというのであれば、諸手を挙げて賛成しますが、そういうことにはなりません。また法人関係税は景気によって変動しやすいのです。その部分（地方交付税）を国が最低限保障してくれるのかと聞い

たのですが、その回答はありませんでした。東京都は当然反対をしています。東京都の分を地方に回すということになったとしても、都道府県レベルでは効果的かもしれませんが、町村にとっては良い効果は望めないと私は思います。

大森教授 いま議論されているのは、地方法人二税（法人住民税、法人事業税）という地方税で税収格差の是正をやるうとしていっているのですから、国税には影響しない、フェアでない議論の方向ではないかと思っています。きちんとやるのであれば、相対的に偏在の小さい消費税と法人税を交換してもらいたいというべきです。

あまりこり押しすると、東京や名古屋など税収の多いところは怒るのではないのでしょうか。再分配するのは国税でやるべきです。地方税での再分配は良くない発想だと思います。

山本会長 いま交付税の原資には消費税が1・2%、3兆円くらい入っていますが、地方法人二税と消費税を交換することは、地方にとってみれば安定性のある消費税の方がありがたいのです。しかし財務省としては、消費税は大変貴重な税ですから、財務省の地方法人二税を持ってこようという案はなかなかうまくはいかないですよ。ただ、この税収格差の是正に関

対 談



大森 彌 (おおもり わたる)

東京大学教養学部長兼大学院総合文化研究科長、千葉大学法経学部教授を経て、現在は東京大学名誉教授。

平成7～13年、政府の地方分権推進委員会の「くらしづくり部会」部会長。

全国町村会の「道州制と町村に関する研究会」座長。

都市と農山漁村は元々利害が対立しているのではなくて、双方が足りないところを補って初めて成り立っているということを政治を担う人たちが、どこかではっきりと認識し、その意思を示してほしいのです。

大森 彌・東京大学名誉教授

人口規模による基礎自治体再編は拒否すべき

連して、この是正策によって生じる財源を活用して、地方の活性化施策に必要な地方交付税特別枠を確保して条件不利地域などを支援する仕組みを創設するということは、税財政の抜本改革までの暫定措置としては、一定の有効性はあるかもしれません。

大森教授 話は変わりますが、現在地方制度調査会で検討されはじめていることは、今回の合併で残った基礎自治体、市町村の扱い方です。私が気懸かりなのは、従来、全

国町村会は市町村を人口規模のみで小規模と決めつけることには反対し続けてきたのですが、どうも、依然として、国には「人口1万人未満」の基礎自治体はなんとかしようという議論があるのではないのでしょうか。

人口が少ないところは職員体制が整わないという理由で、一定規模以下の市町村の仕事のあり方や、議会のあり方についても議論するのではないかと思われま

そうすると小さな市町村は荷の重い仕事は出来ないのだから、都道府県にやってもらいなさい、という選択肢が示されるようになってくるのではないのでしょうか。山本会長 その可能性はあると思

います。

大森教授 その方向で進むと、いまままで合併せずに単独でやってきた町村の行方が心配になってくるのです。全国町村会としてどのように考え、何を主張していくかを検討しておく必要があるのではないのでしょうか。

山本会長 私は残った町村をどうするか議論の過程で、かつての西尾私案が生き返ってくるような気がしています。西尾私案そのままの形でないとしても、似たような発想がまた出てくるのではないのでしょうか。残った町村をどのように扱うかということについては、今後の政府の方針が大変重要になってきます。

大森教授 一定の人口規模で基礎自治体をそろえるということになると、いまの町村のほとんどが消えてしまいます。残るのが「市」だけならば、「市町村」という名称が必要なくなり「基礎自治体」というひとくくりで済むわけです。

その議論が明確に道州制と結びついてくるのです。つまり道州制の構想は、市町村というくりをなくして基礎自治体だけにすることです。基礎自治体は人口一定規模で再編されたものですが、例えば20万人以上としたならばそれ以下の市町村は消えるということになります。私はその議論は



あるのか疑問に思いますが。住民も道州制が実施されて喜ぶことはないのではないのでしょうか。

東京や名古屋の大都市、私どもの九州でいえば福岡や北九州などに住む人は、あまり変化がないということになるかもしれませんが、それ以外のところに住む人は住民サービス窓口ひとつをとっても、いままでの市町村役場と同じようなものをつくってそこに行くなくてはならなくなるでしょう。それが意味のあることとは思えないのです。

あまりにも乱暴であると思います。
山本会長 全く同感ですね。
大森教授 私はこういった自治の仕組みを構想すること自体がおかしいと思うのです。人口20万人以上でなければ基礎自治体と認めないということは、学問的にも自治政策的にも成り立たないのではないのでしょうか。

山本会長 現行法では無理でしょう。ただし私は将来的には道州制の方向に向かうと思います。現実には3〜4年後にはその方針が示されて、10年後くらいには道州制を実施するという話が出てきています。

私は道州制が我が国にとって、果たしてどのくらいのメリットが

道府県のことを念頭に置いているのだと思います。分権改革をしてからの都道府県というものは、変わるうと思えばもっと変わっていいのです。都道府県と市町村が協力して地域のことをもっと良くしていこうという努力をすることが大事です。いまは都道府県の可能性をもっと信じるべきです。

さらに、道州制になったらいまの国会議員は激減せざるを得ません。県議会の議員さんも大幅に減ります。国政の政治家にとってもうしても道州制をやりたいという理由がわからないのです。もう一つわからないのは、現職の知事さんに道州制賛同者がいることです。知事さんが都道府県を自己否定して道州制の方向に向かうということが理解できないのです。

山本会長 その点は「道州制を導入するとこのような良いことがありませよ」といったことは国会の先生方も何も言いません。私は道州制については、その方向に進むことの理由やメリットがはっきり示されず、理解に苦しむため賛成できないのです。

大森教授 すくなくとも人口一定規模以下の自治体は全てなくすということとセットになっている道州制については認めるわけにはいきませんね。

これは「日本の国土から町村を

なくせ」といつているのと同じ事ですから。あまりにも乱暴な議論と言わざるを得ません。

山本会長 全くそのとおりです。地方行政というものは、人の情け、人情がなければ成り立たないのです。地域の現場をよく知っている職員がいて、きめ細かな住民サービスを提供していかなくては、住民にとって本当の意味での良い行政は進められないのです。

農山漁村地域の展望と可能性

大森教授 ところで、いまの合併特例法が期限を迎える2010年3月末と同じ時に過疎法も期限が切れます。

この過疎法の行方も心配です。私は、過疎法はもう一度姿を変えて、いわゆる条件不利地域への支援法にすべきだと思っておりますが、会長はどのようにお考えですか。

山本会長 去る11月に過疎地域の活性化や自立策を話し合う「全国過疎問題シンポジウム」が福岡で開催されました。そのときの雰囲気は何らかの措置を引き続きやってほしいということ、参加者の気持ちが一貫していることは間違いないと思います。また他の有力な筋からの情報によりますと、過疎法は延長せざるを得ない、との議論

対 談

が進んでいるということも伝わってきています。

私は地域間格差の解消のために、むしろ過疎法の内容を拡大すべきだと主張しているのです。

大森教授 限界集落という言葉はあまり好みませんが、人がほとんど住まない集落が増えていることは事実です。

私は今後、国が農山漁村地域をどのように考えていくかは、日本の将来を決するほど重要なテーマになってくると思います。いまの流れで行くと農山漁村地域の将来は辛いものになると思います。農山漁村地域をどのように維持していくか、これは非常に大きな政治の話だと思うのです。この時期に改めて政権を担っている、特に自民党の議員が、農山漁村地域の将来をきちんと考えてほしいと思っているのですが。

山本会長 我が国にとつて農山漁村地域は残していくべきです。そして振興させるべきです。それを放棄することは、日本全体を破壊させるようなものです。

竹島でもそこに人が住んでいればいままのようにはならなかったでしょう。無人の地域をつくってはいけません。現在、全国の町村が無人の地域をつくらないよう懸命に防守しています。

大森教授 全国町村会がいままで

提言書の中で触れてきました

が、最近、都市に暮らす人たちの中で農山漁村の価値を見直そうという動きが出てきています。

一方で農山漁村に暮らす人たちは、努力と工夫をして都市の人たちとつながっていきこうという取組をしはじめています。

農山漁村地域の人たちが、そこで子供を産み育てていきこうという動きが出てきているのではないかと

思うのです。将来を展望するとき、私は農山漁村は衰退する方向ではなく、意外と持ち直しの方向に向かっているのではないかと、そしてそのことを都市の人たちも応援しはじめて

いるのではないかと考えています。このような流れの中で、都市と農山漁村は元々利害が対立しているのではなく、双方が足りないところを補って初めて成り立っているということ

を政治を担う人たちが、どこかではっきりと認識し、その意思を示してほしいのです。



あとは農山漁村地域における生活のレベルが一般の水準まで上がってくれば、人が定着してくると思います。

大森教授 合併が進んだ結果、農山漁村地域が相当程度に市域に含まれています。町村同士が合併して市になっても市街地はほとんどありません。町村も財政が厳しくて辛いということはよく分かりますが、農山漁村が全て市街地になるわけではないのです。農山漁村地域に成り立つ自治体、それが町村のことですから、町村が必要なのです。そうしないと日本は必ず、農山漁村地域を無視した形で都市化へとさらに進んでしまいます。

町村が自主・自立を目指して努力していけば、一方で支援の手が

届く方向に向かうのではないかと

思うのです。何とかしてその展望を拓きたいのです。
山本会長 私の町でも農業振興を図るためには何をしたらよいかという案がたくさんあります。ひとつの取組として、生産者が自分たちで作った農産物をいろいろなところで売り始めています。これは英彦山に来る観光客にも評判がよいのです。自分たちで何かを作って売ろうという人たちが町内に600人くらいいて、国からは、道の駅をつくってほしいといわれるほど栄えています。

こういった試みが今のところうまくいっていますが、これを持続させるためには、農業を戦略的に考える必要があります。そのため過疎法が重要になってくるのです。過疎法による支援がそこに注ぎ込まれることで近代的な農業が生まれ、さらに振興していけば、過疎地域にも人がたくさん集まるようになるといえることです。

大森教授 そろそろ時間ですが、新春対談ということですから明るい方向でまとめたいと思います。会長、最後に一言お願いします。

山本会長 町村はいかなる厳しい状況になろうとも、みんなで一致団結してそれを切り抜け、新しい年に新しい時代を創っていきこうという思いであります。



時代にふさわしい ふるさとの価値

早稲田大学教授 宮口 侗 迪

一、現代日本におけるふるさととは

世界文化遺産に登録された富山の五箇山(旧平村、現南砺市)の相倉は、多くの人が日本のふるさとを感じる集落である。合掌造りと集落の中にこじんまりとまとまった田畑の織り成すたたずまい、そしてそこに都市とは異なる人の暮らしが息づいていることが、まさにふるさとのイメージを醸し出している。

筆者は富山県の岐阜県境の山村に育ち、地元の大人たちと山菜を採ったり、清流で鮎を追う日々の中で育った。そこには自然を熟知し、

自然から多くの恵みを得る名人が何人もいて、そのワザにいつも感嘆していた。このことは筆者の人間観の形成に大きな影響を与えたと思う。地方の農村的な地域から大都市への大量の人の流れが経済成長をつくり出したかつての日本にあっては、多くの人が、まさに「つぎ追いつきの山、小鮎釣りしかの川」というふるさとを持つていた。しかし今のわが国の都市生活者で農作業のお手伝いをして育った人はすでに少数派であろうし、ましてやウサギ追いの経験のある人は極めて限られるに違いない。三代続いた江戸っ子でなくとも、東京がふるさとだという人がすでに多くなっただけである。

このように都市生活が普遍化した現在、単に個人が生れ育った場所のみをふるさとと考えるのではなく、少し大げさに国民にとつてふるさとづくりという観点で、ふるさとがそのままであって欲しいとはよく聞く話であるが、多くの農山村が、世界遺産の村のように、全体を保存することによって生きられるわけではない。農村的な空間で今の時代にふさわしく、かつ都市とは異なる生活を実現するためには、経済活動を含めて地域からのオリジナルな取組が不可欠である。

筆者は、過去がそのまま残っていて懐かしく感じるふるさとに加えて、新しい技術や成果をも駆使しながら、自然と共生する生産活動を育てることによって、都市地域が生み出す価値とは違った価値を新しくつくり出している場を、



世界遺産の相倉集落のたたずまい

論 説



宮口 侗迪(みやぐち としみち)

早稲田大学教育・総合科学学術院教授、大学院教育学研究科長、文学博士。専門は社会地理学・地域論【略歴】1946年富山県に生まれ、東京大学大学院博士課程に学び、早稲田大学教育学部に勤務、1985年教授、現在に至る。

東京大学・自治大学校等講師、総務省過疎問題懇談会座長、農水省美の里づくりコンクール審査委員、国土交通省地域振興アドバイザー、富山県景観審議会会長などを務める。全国町村会の道州制と町村に関する研究会委員。

富山市に住んで、地方と東京を見つめる生活を20年以上続ける。【著書】『地域づくり - 創造への歩み - 』(2000、古今書院)『新・地域を活かす - 地理学者の地域づくり論 - 』(2007、原書房)ほか。

大きな意味でこの国共通の「ふるさと」と考えたい。より単純化して言えば、単に昔が残っていると

いう価値とは別に、自然や人のワザ、そして昔から引き継いだ遺産をうまく活用して、今を生きるための仕組みに進化させている姿こそ、成長する都市とは別の、持続的な新しいふるさとの姿と考えたいということである。

一、農山漁村の人間論的価値

都市がいろんな進化を遂げるにしても、農産物の生産の場になることはできず、農山村の価値が第一に食べ物をつくることにあることはいまでもない。しかしそれを単純化して、どれだけの量の食糧が生産されるかを数字で表現して農山村の価値を算定するとすれば、それは農山村という地域社会を単に装置と見ていることになる。

な自然を含めれば、極めて広大なものになる。この広大な空間には、自然が織り成す美しい風景とあいまって、落ち着いたたずまいの風格ある農村景観が継承されてきた。

激しく都市化が進行したわが国では、農業人口はわずか4・5パーセントに過ぎない。しかし農山村の空間はまだ相当の面積を占め、その背後の山々という豊か

農山村は単なる量としての食糧生産の装置ではなく、そこに都市では生まれにくい多くの価値を蓄積して来た空間である。安心できる食材の供給に加えて、レベルの高い味覚に応える農産物を生産するワザもわかりであるが、さらにそこを訪れる都市の人々は、自然と一体となったそのおだやかなたずまいに心癒されたり、そこに生

きる人の素朴な語りから、都市では得られない暖かさを感じたりする。これらの価値は、いわば生活の中から生まれてきた、ソフト

な人間論的価値である。これが、都市の持つ人間論的価値である。

農山村に蓄積されてきた美しい景観と自然を扱う人のワザは、都市の人々にとって、都市に育つエ



瀬戸内海大崎下島(旧豊町、現呉市)大長のみかん畑

な人間論的価値とでもいっべきものであろう。

都市では多くの人口に支えられて、効率的な生産活動だけではなく、人が人を感動させるようなワザとそれを支えるしくみが育つ。

歌舞伎を始めとする舞台演劇、高いレベルの収蔵品を誇る美術館、さまざまなコンサート、野球・サッカーなどのスポーツ、さらには一流のシェフのレストランなどである。才能に恵まれた人が、さらなるトレーニングによって一般の人の能力をはるかに超えるワザを提示し、そのワザに接する

感動から、都市生活に潤いが生まれている。これが、都市の持つ人間論的価値である。

農山村に蓄積されてきた美しい景観と自然を扱う人のワザは、都市の人々にとって、都市に育つエ

ンターテイメントとは別の、もう一つの感動の対象になり得る。それは農山村の風景が、いくらお金をかけても短時間で構築できるものではなく、さらに農山村の人々の農のワザが、一般の都市の人々には到達できないものであるから

である。

しかし実際にそこに感動が生ま

論 説

れるためには、農山村の側が、人口減少と高齢化の流れの中にありながらも、工夫された活動を通して風格ある景観を守っていくことが必然である。このことが困難であることは論を待たないが、この点を克服する工夫がなければ、農山村は国民の新しいふるさとにはなれない。こう考えるとき、近年、単に都市の人々に農山村に訪れてもらうだけでなく、農山村の価値を守り育てる作業に参加してもらおうとしてみがが方々で育つてい

ることは心強い。特に柵田については全国的なNPO法人柵田ネットワークがつくれ、支援のしくみが確立しつつある。能登半島の千枚田として名高い輪島市白米の柵田でも、すでに数年前から、その価値を強く思う都市の人々の参加で、田植えななどの作業が行なわれているし、冒頭に述べた五箇山の相倉集落の柵田でも、応援のしくみが育つてい

る。この数年、筆者が審査員を勤めさせていただいてきた農村アメニティコンクール

田植え前に水を湛えた能登の千枚田



(平成18年度から「美の里づくりコンクール」と改称)でも、都市の人々の応援によつて風格ある景観を保全している集落が、いくつも表彰の対象になつてい

る。10年間の時限立法としてその内容は時代に合わせて少しずつ変えられてきたが、第4次の現行過疎法では、過疎地域を生活が困難な地域としてのみ考えるのではなく、その役割を、「多様で美しく風格ある国づくりへの寄与」「国民が新しい生活様式を実現できる場」「長寿高齢化社会の先駆け」と明記した。

もちろん中心都市から離れた過疎地域は、都市への通勤が困難であるのみならず、現代的な産業の立地がむずかしく、標準的な所得を得ることが困難な地域である。しかしそこで単に人口減少や高齢化を嘆くのではなく、新しい創意工夫によつて長年蓄積されてきた風格ある風景と農村景観を保全することができれば、それは当然「美しく風格ある国づくりに寄与」する。また、少数の人によつて自然を活用する斬新な経済活動が生まれたり、そこへ都市の人が絶えず訪れ、交流を重ねる中で滞在したり住み着いたりすれば、それはまさに「新しい生活様式を実現できる場」となる。さらに、長く支えあつてきた地域社会において、「長寿高齢化社会の先駆け」となるような、お年寄りが安心して暮らせるしくみがつくられていくことも十分期待できる。それまでの過疎法に加えて、以上のような新しい考え方が、議論の中でこの法律に取り入れられた。このような考え方が増えつつある今のわが国における、新しいふるさとづくりにつながるものである。

平成の大合併以後の過疎地域の人口は8・4%、面積は54・1%である。見方を変えれば、過疎地域とは極めて少数の人々が、広大

三、今を生きる場としてのふるさとづくり
・ 過疎地域を考える ・

論 説

な空間を面倒している地域なのである。したがって、いたずらに人口減少・高齢化を嘆くのではなく、集落の中の農地、里山、そして豊かな動植物の資源を持つ奥山などを活用する方策を地域から編み出し、外から訪れる人と望ましい関係を構築する中で、少数で今を生きるしくみを育てていくことが、過疎地域の基本的な姿勢であるべきだと、筆者はずっと考えてきた。

四、ポスト過疎法について
・ いわゆる限界集落との関連で

現行過疎法が平成22年3月に期限切れを迎えるのを前に、すでに国は過疎対策のあり方についての議論を始めた。筆者は関係者の一人として、先に述べた考え方をベースに、都市から遠い地域にあって、都市とは違う価値を育てていく場として、新しい形で国の支援制度を強力に構築すべきだと考えている。そのためにはソフト事業の支援を強化することは必然であるが、従来の道路整備に加えて、ブロード・バンドや携帯電話等の情報通信基盤の整備については近年特に強い要望があり、救急体制なども含めたナショナルミニマムの実現は、もちろんおろそかにするわけにはいかないであろう。

したがって過疎地域に対する国の政策は、よく言われる格差是正という観点に加えて、少数の人口が広大な空間の資源を活用し、そこに都市とは異なる価値ある場を育てていくことをも重視するものでなければならぬと考える。まさにナショナル・ミニマムとローカル・オプティマム地域の最もいい状況)の二兎を追うものでなければならぬということである。

最近、限界集落という言葉が、自治体関係者やマスコミで急に使われるようになった。65歳以上の高齢者が半数を超える小規模集落では葬祭の実行すら困難になることからこのような定義が生まれてきたものであり、たとえば高齢化率50%、集落規模20戸以下というように限界集落を定義し、限界集落

がいかに増えたかという指摘によって状況の厳しさを指摘することには、大いに意味があるであろう。この言葉の出現によって過疎問題に注目が集まる点でも、その意義なしとしない。しかしその単純な数値で区分された集落を特別の眼で見ることには、いささか抵抗がある。
恐らくほとんどの過疎指定の自

治体には、ここであるという限界集落が存在するであろう。かつての町村役場があったような中心集落から遠ざかるにつれて状況はきびしくなり、最奥地の集落の多くは、ここでいう限界集落でなくとも、それに近い状況にあるものが多いと思う。このような集落を、点としてはある基準で限界集落とそうではない集落に二分するよりは、それらの集落を大きく括って、新しい仲間社会として支え合うしくみをつくっていく方が自然ではないだろうか。そしてその実現のために地元で考え出されたソフトな方策を、国が支援していくことこそが求められると思う。

残念ながら全国ですでに多くの奥地集落が消滅していることを考えれば、鳥根大学の作野広和氏が指摘するように、「むらあさめ」という発想も議論されてよいのではないかと思う。きびしい状況にある集落に住む人々が、周りとのいい関係の中で、悲劇的ではない「おさめ方」を自ら学び考えることができれば、被害者意識の中でこの国の来し方をうらむことは避けられないのではないだろうか。過疎対策の早期に、ハコモノ優先の集落再編成の失敗例がいくつも現れた。住民に考えてもらう社会的な施策が必要と考えるゆえんである。

片耳に破魔矢の鈴をあそばせる

季節の俳句カレンダー

関 洋子

「破魔矢」は正月の季語。初詣で神社に参拝して、新しい一年の無事安泰、無病息災を祈願する人は多い。参拝の後で御神符やお守り札、あるいは破魔矢を求めて家路につく。破魔矢を肩に寄せて歩くと、ちよとど耳もとで鈴が鳴る様子を詠んだ句だろう。

贗作の我がもしれぬ鏡

有馬英子

「初鏡」は正月に初めて化粧するために向かう鏡。女性だけでなく、男性にも使う言葉だという。この句は、新年を迎えて新調した衣裳で鏡の前に立った作者が、我ながらに惚れてしまうほどの自分を鏡の中に見て、自身のその姿を「贗作の我がもしれぬ」と茶化して詠んだその点が面白い。

黒帯で正座の乙女鏡割り

宮本修伍

正月に歳神に供える鏡餅は厚みのある大小の丸い餅を重ね、太陽と月を模したものとわかれていく。「鏡割り」とは、それを正月一日に下げて食する正月の祝事。食べやすい大きさに切るにも包丁(刀)で切ることを忌み、木槌などで割るので「鏡割り」あるいは「鏡開き」と言われる。この句の「黒帯」は柔道の有段者で、武道の初稽古が鏡割りに合わせて行われることが多く、その一場面と思われる。

地方六団体・総務大臣会合を開催

山本会長が20年度地財対策で意見



会合に出席した山本全国町村会長

会議の冒頭、挨拶に立った増田寛也総務大臣は、先般決定された与党の税制改正大綱の中で、地方消費税の充実などによって、偏在性が小さく、安定的な地方税体系の構築に取り組むという改革の方向性が示されたと報告。政府としても地方税改革に向けてしっかりと取り組んでいくと述べた。

また、平成20年度の地方財政対策については、地域間の税収偏在是正により生み出された財源を活用して地方交付税の特別枠(4000億円)を創設することを強調。これを活用して、財政状況の厳しい市町村に重点をおいて配分するとともに、地方からの様々な要望に応えていきたいと述べた。

地方六団体の代表は、12月18日午前、総務省で開かれた「地方財政に関する総務大臣・地方六団体会合」に出席した。

本会からは山本文男会長(福岡県添田町長)が参加。平成20年度地方財政対策について、町村の立場から意見を述べた。

続いて、麻生渡全国知事会会長(福岡県知事)が地方六団体を代表して挨拶。税の偏在是正について、法人事業税の一部を国税化して地方に配分する手法が採用されたことは、地方税を充実させるという大目標から考えれば残念な結果だと述べ、暫定的な措置であることを法的にも明記すべきだと主張した。あわせて、この税の配分にあたっては地方と十分協議するよう求めた。また、地方交付税制度本来の機能回復を図るためにも、交付税額の復元・増額を実現するよう強く訴えた。

本会の山本会長は、今回の地方財政対策について、「ご苦労には敬意を表する」としつつ、4000億円の特別枠について、町村に配分される額は、「最後に少し残った額ということになりかねない」と述べ、「期待に反したと感じている」と述べた。その上で、「大事なのは交付税の原資を増やすことだ」とし、「今回の偏在是正措置は正攻法のやり方ではない。一時的な急場しのぎでは地方は身が持たないという状況に陥る」と述べた。さらに、「国土を守っているのは町村であり、その町村への交付税の重点配分がされないとなるとゆゆしき問題だ」とし、「今回は町村重点主義でやっていただけると信じている。その期待を裏切らないようにしてもらいたい」と訴えた。

活 動

自民党総務部会関係合同会議

近藤副会長が地方交付税増額を要請

自民党の総務部会・地方行政調査会、地方税財政改革プロジェクトチームは12月18日午後、自民党本部で合同会議を開催し、地方財政対策等について総務省から状況報告が行われた。会議には全国町村会ほか地方六団体代表者が出席。本会からは近藤徳光副会長（愛知県幸田町長）が出席し、地方交付税の増額などを要請した。



合同会議に出席した近藤全国町村会副会長

会議の冒頭、挨拶に立った近藤征士郎地方行政調査会会長は、平成20年度の地方交付税について、19年度比で必ず増額するよう党として全力で取り組むとともに、「地方交付税特別枠」の創設についても全力をあげて取り組んでいくと述べた。

続いて、中馬弘毅地方税財政改革プロジェクトチーム座長が挨拶。地方税制度そのものに大きな欠陥があると指摘した上で、今後の課題として考えなければならぬと強調した。これに対し、地方六団体を代表して挨拶し

た麻生渡会長（福岡県知事）は、自民党の税制改正大綱の中で、地方消費税を充実させて安定した地方税法系をつくるということが明記されたことを評価。「我々が求めている方向でもある」と述べた。

また、三位一体の改革で地方交付税額が削減された結果、都道府県を合わせた地方公共団体1874のうち、1145団体、61・1%が給与カットを断行しているとの説明。交付税を増額し、財政の自由度を増していくことが必要と指摘した。

さらに、自民党内で道路特定財源の暫定税率を維持すると決定されたことに感謝の意を示した上で、地方にとつての道路の重要性を主張。「今回の決定を最後まで貫いて関係法案を成立させてほしい」と訴えた。

本会の近藤副会長は、地方交付税の増額を強く要請。また、「道路は福祉」との考えを示し、「道路特定財源の暫定税率を維持した上で道路整備に充てていただきたい」と要請した。

ショートコラム

「年賀」と「賀年」

「年賀状」のことを中国では「賀年片」というそうです。古代中国語では日本語と同じ「年賀」という言葉を使っていたので、日本語の方が古い漢語表現ということになります。

中国の「賀年片」は新年を祝う文面なので、その内容は、「今年はたくさん儲かるように」「すべてが順調であるように」といった、祈願の意味合いが強いものです。

これに対して日本の「年賀状」は、「昨年はたいへんお世話になりました。本年もよろしくお願います」などの文言を記すことが多いです。「年賀状」というより感謝状、お願い状ともいふべき内容で、国民性の違いがよく表れていますね。

門松は神様の乗り物？

門松は、正月に門口に立てて年神（としがみ）様を迎えるための、よりしるし。神霊が降臨して乗り移るもの（です。「松の内」とは門松を立てる期間のことで、元旦から七日まで、あるいは小正月（一月十五日）までと、地域によって違います。

注連（しめ）飾りも同様に、正月にやってくる神様を迎える目印で、その場所が清浄だという証です。また、おせち料理も、本来は正月や節句といった節目に、神様に供えられるごちそうでした。

ただ現代人にとっては、神様を迎えるという意識よりも、年の初めに家内安全や健康を祈願して、大事な日々を過ごすための儀式といった感覚が強いのかも知れません。

行政 模様 地方

第二期分権改革で

分権「受け皿」論再燃の可能性

「地方分権改革推進委員会が中間とりまとめ」

地方分権改革推進委員会（丹羽宇一郎委員長）が昨年11月16日、「中間的な取りまとめ」を発表した。「地方が主役の国づくり」に向けて、義務付け・枠付け、関与の見直し 都道府県から市町村への権限移譲の法制化 地域集落の再生 -などを盛り込んだ。

分権改革委では、これを踏まえて春以降の勧告に向けた審議に入る。その第一次勧告では、条例による事務処理特例を踏まえた都道府県から市町村への権限移譲と地方支分部局の見直しが焦点になるとみられる。今後、「基礎自治体優先」の原則から市町村への権限移譲が前面に出てくることから、地方分権の「受け皿」論が再び浮上することも予想される。

◆「義務付け」等の原則廃止へ

「中間的な取りまとめ」は、春以降に順次行う勧告の「羅針盤」と位置づけ、自治行政権・自治立法権・自治財政権を確立する「地方政府の実現」を目指すとした。また、各府省が地方分権推進への「危惧」（反論）として指摘してきた「統一性 広域性 専門性」について、「国が法律で明確に基準等を設ける」ことなどで問題は生じないとの「再反論」も整理した。

その上で、「法制的な仕組みの見直し」では、義務付け・枠付け（執行方法等）、関与（協議、同意等）の原則廃止 法令を条例で「上書き」する範囲拡大など条例制定権の拡大 新たな義務付け等のチェックシステム、などを挙げ

た。さらに、都道府県から市町村への権限移譲の法制化も進めるとした。

うち「義務付け」等については、「国民の生命保護」など「義務付け」等の「存置を許容」する7つのメルクマールを設定して見直しを進める。これまでは地方六団体等が指摘した「義務付け」等の弊害事例をもとに関係府省に改善を求めたが、いずれも「ゼロ回答」に終わった。このため、分権改革委側から個別事務の廃止を求める方式から、逆に、同基準をもとに義務付け等の「存続の正当性」の立証責任を各府省に求め、理由がなければ「原則廃止」とする方針に転換したものだ。

また、「個別の行政分野・事務事業の抜本的見直し」では、地域医療計画等における都道府県の権

政 策

限・責任の強化や、国民健康保険の運営の広域化、生活保護制度全般の総合的・抜本的な改革、認定こども園制度の見直し前倒し、幼保一元化のための省の枠組みを超えた抜本的制度改革、教員人事権の市町村への移譲、学級編成や教職員定数の市町村権限・責任の拡大、直轄国道の新設改良を除く維持管理権限の都道府県への移譲

都道府県内完結河川の管理権限の都道府県への移譲、農地転用許可権限の都道府県への移譲、などを盛り込んだ。

さらに、「税財政」では、国と地方の税源配分について、当面「5・5を念頭におくことが現実的な選択肢となる」としたほか、補助金・交付税・税源移譲の一体的な改革と併せて、「地域間財政力格差の是正」も検討するとした。

このほか、「地方分権改革と地域の再生」として、分権改革が生むメリットを具体的なイメージとして示すため、過疎化する中心市街地、過疎化する地域集落、を課題に挙げた。その対応策の一例として、「コンパクトなまちづくり」、「自ら行政サービスの範囲・内容を身の丈に合わせて決定」などを示した。さらに、「分権型社会への転換に向けた行政体制」として、広域連携の充実・大都市制度の

あり方、地方支分部局の見直し、を課題に挙げた。

◆「今後の作業方針」決める

政府は、「中間的な取りまとめ」を受けて、昨年11月30日に第二回地方分権改革推進本部（本部長・福田康夫首相）を開催。「中間的な取りまとめ」を（最大限尊重し、各府省が委員会の求めに誠実に対応していく）ことを確認した。併せて、「地方分権改革の推進を政府が一体となり、スピード感を持って取り進む」とした。増田寛也総務相が昨年11月に表明した「半年前倒し」の決意を受けたもの

だ。福田首相は、同本部で、分権改革委に対し、「勧告に向け、地方支分部局の抜本改革を含め、さらに活発に議論いただきたい」と要請。併せて、各閣僚に対し、「地方分権改革は現内閣の最重要課題だ。役所の利害にとらわれることなく、政治的リーダーシップを発揮していただきたい」と指示した。これを受けて、分権改革委は12月6日の会合で、今年3月までの「検討スケジュール」を決めた。さらに、昨年暮れまでに、関係府省に対し、「中間的な取りまとめ」で指摘した「義務付け」等や、「市町

村への権限移譲」「個別の行政分野」などへの対応を照会した。いずれも3月までの回答を求めている。分権改革委では、その回答などをもとに今月23日の会合から勧告に向けた具体的な審議に入る。

各府省への照会では、うち「義務付け」等については、自治事務を対象に事務の処理・方法（手続き・判断基準等）の義務付けや「条例による補正を認めている」などの実態を把握した上で、各府省に「存置を許容」するメルクマールに「該当しないため廃止、該当するが存置、など3分類にわけて回答を求めた。また、個別の行政分野、事務事業（地方側の追加提案も含め）への対応、国庫補助対象資産の処分に対する対応、についても回答を求めた。このほか、各都道府県には、市町村への権限移譲に向けて「事務処理特例条例の運用状況」も照会。地方支分部局については、地方六団体が提案する具体的な「整理案」なども参考に近く「論点整理」をまとめ、その上で各府省に照会する。なお、第一次勧告は、今年6月にも閣議決定される「骨太方針2008」に向けた内容が中心になるとみられる。このため、勧告時期は5～6月になる。

◆県から市町村へ権限移譲

「都道府県から市町村への権限移譲の法制化」は、分権改革委が「基本原則」に掲げた「基礎自治体優先」を具体化するもの。第一次分権改革で実現した市町村への権限移譲が、鳥獣の捕獲飼育許可、犬の登録・鑑札の交付、伝統的工芸品の指定申し出受付、など僅かなものにとどまったことを反省。地方分権一括法で実現した「条例による事務処理特例」の実績を踏まえて、大幅な権限移譲の実現に結びつけることを狙ったもの

だ。事務処理特例の実態（07年4月現在）を見ると、いずれかの都道府県で権限移譲の対象としている法律数は216にのぼり、特に静岡県では115、広島県では104、秋田県でも82の法律を対象にしている。具体的には、鳥獣の飼育登録が38道府県で、墓地等の立入検査が26道府県で、火薬類の立入検査が17県でそれぞれ全市町村に移譲。このほか、一部市町村への権限移譲も、開発行為の許可が36都道府県、農地転用許可と土地区画整理組合の設立許可が各31道県、浄化槽の設置届出受理が22道府県などで実施されている。一

政 策

方、沖縄県では8法律、京都府15法律など都道府県に相当のバラツキも目立つ。このため、先進県の事例を参考に市町村への権限移譲を進める方針だ。

同テーマを審議した昨年11月の会合で、露木順一委員（神奈川県開成町長）は「静岡県での保安林の事務権限移譲は相当思い切った移譲だ。その結果、特段の支障がなければ他の都道府県でも行うべきだ」と発言。また、欠員補充で新たに委員に就任した西尾勝委員（東京市政調査会理事長）は「市町村合併の推進理由は、分権の受け皿となりうる行財政能力を備えた市町村をつくることにあった。こうした経緯からすれば、合併が進めば権限を下ろすのは当然だ」と指摘した。

一方、地方支分部局の整理は、そもそも昨年、経済財政諮問会議から丸投げされた宿題だ。諮問会議の民間議員が昨年5月の諮問会議で「国の出先機関の大胆な見直し」として地方法務局の「登記、国籍など」や、地方農政局の「農業農村整備事業等の実施」、地方運輸局の「バス事業等の許認可」、地方整備局の「直轄事業の執行」などの地方への移譲を提案。「骨太方針2007」で、それを参考に分権改革委で具体策の検討が要

請された。このため、分権改革委では地方支分部局の実態調査の分析結果と地方六団体が提案する整理案などを参考に、具体的な地方支分部局の整理案を第一次勧告に盛り込む。

◆市町村の「広域連携」も課題に

今後進められる都道府県から市町村への権限移譲は、一部ではあっても実績もあるわけで、都道府県の抵抗は表面化しないとみられる。しかし、一般制度化（法制化）されると、現在は権限移譲に合わせ各都道府県が市町村に支給している交付金等が、地方交付税措置に切り替わる。当然の措置だが、交付税総額が毎年度削減されているだけに、市町村からは権限移譲そのものにも懸念の声が出る可能性もありそうだ。

さらに、地方支分部局には国家公務員33万人のうち約7割の21万人が所属しており、その廃止・移譲等は国の解体にも相当する大改革となる。今後、勧告にどこまで具体的な整理案を盛り込めるか不透明だが、各府省の抵抗は必至だ。同時に、地方支分部局の移譲先は大半が都道府県だが、地方法務局の「登記、戸籍、国籍、供託の民事行政事務」は市町村が移譲

対象だ。分権改革委の丹羽委員長は「事務が移れば、人もカネを移るのは当然」と繰り返し強調するが、実際に人・カネが完全に補てんされるのか、なお不透明といえる。市町村側は、改めて「地方分権」という「建前」と「本音」の選択を求められる事態に直面することも予想される。

なお、「中間的な取りまとめ」では、これらの権限移譲を踏まえ「分権型社会への転換に向けた行政体制」にも言及。その中で「広域連携の拡充」として、「自ら担うことが難しい場合やあるいは複数の地方自治体間で協力し担うことがより効率的かつ質的向上にも資すると判断する場合には、広域連合など多様な連携の形態を積極的に導入できるようにすることも必要である」と明記した。今後移譲される事務権限の量、内容にもよるが、専門性・資格を伴う権限移譲となると小規模な市町村では対応が困難となるためだ。その支援策には、事務移譲した都道府県による市町村の支援や、周辺市町村が共同で処理することなどが考えられる。

その具体策については、分権改革委では資格を検討し、その制度化は「基礎自治体のあり方」を検討している第29次地方制度調査会

（会長・中村邦夫松下電器会長）に委ねられる。その地制調では、「基礎自治体のあり方」の一環として、「西尾私案」の制度化を検討する。「西尾私案」の制度化を検討する。合併新法の後も残る小規模町村を「特例町村」（窓口町村）とし、窓口事務を除く大半の事務を都道府県や周辺市で処理する仕組みだ。

「西尾私案」は「合併困難」な小規模町村を対象にした「町村整理」が目的だが、分権改革委の「多様な連携」策は「基礎自治体優先の原則」を前提にした地方分権の「受け皿」整備が目的だ。さらなる権限移譲で事務処理が困難となった市町村への支援の必要性が高まるためだが、それは同時に、全国町村会がかねてから提唱している「市町村連合」の制度化の必要性がさらに増してきたことも意味する。ピンチはチャンスかもしれない。

（自治日報記者 井田正夫）

職員のための共済制度

■住宅火災共済■

わずか60円（年額）の掛金で10万円を補償します。

■自動車共済■

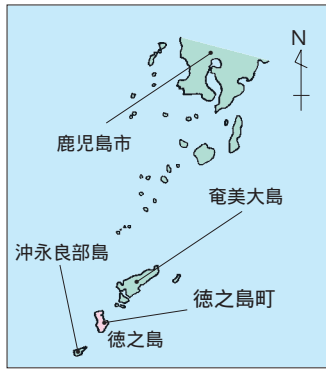
普通自動車が、わずか31,000円（年額）の掛金で、対人無制限・対物1,000万円の賠償額がてん補されます。

全国町村職員生活協同組合

フォーラム

現地レポート 伝統文化の保存継承

自然環境と独自の文化を生かして 引き継がれる伝統文化「闘牛」



1、まちの概要

豊かな自然と人情味あふれる徳之島町は、昭和33年4月に亀津町と東天城村の合併により誕生し、来年は町制施行50周年の記念すべき年を迎えることとなります。

位置

奄美群島は、鹿児島県本土の南約380kmの位置にある奄美大島から沖縄を間近に望むと論島までのおよそ180kmの洋上に点在する大小5つの島の総称です。本町は鹿児島県本土の南南西約468

km、太平洋と東シナ海の接線上に浮かぶ徳之島(84平方km)の東側を占め、奄美群島のほぼ中央に位置しています。

地形・地質

標高200m付近を境として山地と段丘発達地帯に大別され、最高峰は井之川岳(644m)で、古代三紀の花崗岩類が主に島の北半分に広がり、周辺部は第4期更新世の琉球石灰岩層群が取り巻いています。

気候

亜熱帯性海洋気候で、四季を通じて温暖多雨な土地柄です。6月から10月にかけて台風の影響が多く、農作物などに被害を与えることがあります。年間平均気温は20度を下らず、日平均気温が10度以下になる日がないので、冬を飛び越え晩秋から早春に入るとも言えます。日平均気温が25度以上の夏日は112日間にも及び、本土と比べて2倍ほど長いことになり



とく の しま ちょう
鹿児島県 徳之島町

超大型の闘牛が角を突き合わせる闘牛大会

フォーラム

徳之島を彩る極彩色の自然の数々(上からアカシヨウビン・トケイソウ・ドラゴンフルーツ、左下クマノミ)



ます。この常夏の島では、本土では見られない多種多様の動植物に出会い、各所でアダンやハイビスカスが南国ムードを醸し出しています。

歴史

「統日本紀」によると、699年大和朝廷に度感(現在の徳之島)の島人が入貢したのが始めて紹介されており、その後は奄美世(アジと呼ばれる地方豪族が支配していた時代)、那覇世(琉球王国が支配していた時代)、大和世(薩摩藩が支配していた時代)に分けられます。昭和に入り、敗戦によってアメリカ合衆国の統治下に8年間置かれ、昭和28年に本土に復帰しました。

人口及び産業

人口は12,892人(平成17年国勢調査)で、65歳以上の高齢者が26・3%を占めており、高齢者対策が急務となっています。町の産業構造は社会構造の変化に伴って大きく変わり、昭和40年に4,525人いた第1次産業従事者が平成17年には1,006人に、第2次産業従事者も1,274人から794人に減少しました。一方で第3次産業従事者は、1,946人から3,622人に増加しています。

2、まちづくりの基本方針

本町は、昭和60年11月23日に「健康のまち宣言」をしました。その内容は「私たちは、恵まれた自然と人情味豊かな環境のもとで、

健康をかため、産業をおこし、活力にみちた地域づくりにつとめ、健康と長寿のまちづくりを目指して、ここに『健康のまち』宣言をする」と町内外に向けて宣言しています。この理念を基に総合計画を立て、町が元気ですこやかな街づくりを実現するため、各種施策に取り組んでいます。

住民参加の町づくりの実現

手弁当審議会を9月に立ち上げ、住民参加を実現するためのノウハウや住民に説明するための情報公開のあり方、今後の町政のあり方を議論しています。

複合型農業の確立

島の基幹作物であるサトウキビを中心に畜産や園芸作物など、それぞれの農家



に適合した複合型農業の確立を、農家と関係機関、行政が一体となって進めています。

新たな産業育成

農産物加工品の研究開発等を大学や民間の研究機関と連携し、マーケットを重視しながら販売ルートを確認するための手段や方法を探るため産官学で取り組んでいます。11月に鹿児島大学と連携協定を結び、その第一歩がスタートしました。

3、徳之島最大のイベント「闘牛」

徳之島の闘牛は、闘牛大会が開催されている各地の中で、「最も熱い!」と言われています。その理由は、なんとと言っても牛同士がぶつかりあう迫力と激しい技の攻

フォーラム

防、勢子(せこ)、応援団、観客の視線がその奮闘に注がれる一体感とともに、場内が熱気に包まれることです。

闘牛大会には700kgクラスの小型牛から1トンを越える大型牛までが揃い踏み、直径約20メートルのリング内を所狭しとぶつかり合い、突きや角掛け、懐に飛び込んでの速攻など技の応酬を繰り広げます。その姿は、牛ゆっくり・のんびりというイメージを払拭して余りある程です。

その上、闘牛大会には幼児から

80歳過ぎの高齢者まで、島内人口の1割を超える3,000人余りの老若男女が詰めかけ熱戦を堪能します。場内では勢子が牛と一体となつて愛牛を叱咤激励し、一挙手一投足に会場の視線が集まりま

す。好勝負や激戦になればなるほど、指笛とともに場内からの歓声も響き渡り、勝利の瞬間、声援を送っていた応援団がなだれ込み、手舞・足舞で歓喜の踊りを繰り広げます。

このように徳之島は「闘牛の島」として知られておりますが、「闘



大人みこしのパレード

牛」というとスペインの

「闘牛」のように人と牛が闘うものというイメージがいまだに強いのが現状です。

牛同士が闘うのは元々持つ縄張り意識から生じるもので、農耕等で使っていた牛が闘う様子を見たことから始まったのではないかと推測され、農耕を通じて人間と牛が係わりだした頃から自然発生的に行われていたのではないかと思われ

ます。現在、全国で「闘牛」が行なわれているのは、岩手県と新潟県、島根県

井之川夏目祭り



の隠岐の島、愛媛県、沖縄県、そして鹿児島県の徳之島です。

・徳之島の闘牛の歴史
闘牛の歴史は古く、琉

球王朝統治下から約500年の歴史があるといわれています。約400年前に薩摩藩の統治下に置かれてからは、厳しくサトウキビ生産が統制される「砂糖地獄」に苦しめられた島の農民が、ようやくの思いで税として完納できた収穫の喜びを祝って行ない、島民の唯一の娯楽でした。それだけに牛主は闘牛の飼育に情熱をかたむけます。

どんどん祭り相撲大会



闘牛大会は戦前まで、牛主同士が相談し合つて、島の行事が行われる際に川原や浜などに闘牛場を作り行っていました。戦後、徳之島闘牛組合が設立され、組合規約をつくり、入場料を徴収して運営されるようになりました。昭和42年に徳之島町、伊仙町、天城町の3町の協会が組織され、この3町の協会をまとめたのが「徳之島闘牛連合会」です。

徳之島の闘牛におけるタイトルルの最高峰は、横綱の中の横綱である「全島一横綱」です。牛主は愛牛が横綱になり、「全島一横綱」のタイトルを獲得することを夢見て日々飼育に励みます。また現在の闘牛は体重差があるため、横綱に次ぐ

フォーラム

青い海と白い砂浜 ビーチバレー



0人以上が収容可能です。島外からの観戦の方はバスでも可能ですが、空港や港からはタクシーかレンタカーが便利です。観戦料は全島一大会が、大人3,000円、小人(中学生以下)1,000円、それ以外の大会は大人2,500円、小人(中学生以下)1,000円。ほとんどの大会は、小学生以下が無料となっています。

闘牛用の牛は、地元徳之島産をはじめ県

950kg以下を、中量級、850kg以下を、軽量級」として、それぞれタイトル戦が行われています。

・現在の闘牛大会

初場所(正月)・春場所(5月)・秋場所(10月)の年三回、島の名牛が選抜され「全島大会」が開催され、徳之島町、伊仙町、天城町の各町の協会が持ち回りで主催します。また、全島大会と前後した日やお盆には、牛主同士が出資して各地の闘牛場で闘牛大会が行われています。

現在、徳之島には7ヶ所の闘牛場があり、屋外の闘牛場から全天候型のドーム闘牛場まで3,00

0人以上が収容可能です。島外からの観戦の方はバスでも可能ですが、空港や港からはタクシーかレンタカーが便利です。観戦料は全島一大会が、大人3,000円、小人(中学生以下)1,000円、それ以外の大会は大人2,500円、小人(中学生以下)1,000円。ほとんどの大会は、小学生以下が無料となっています。

闘牛用の牛は、地元徳之島産をはじめ県内・県外から多数導入され、それらの混血も進んでいます。代表的な産地としては、同じ鹿児島県内では十島村。県外では岩手産、隠岐の島産、沖縄県の沖縄本島、八重山や与那国産など広い地域から導入されています。

闘牛としてデビューするのは早くて3歳半からで4歳前後が多くなっています。試合を重ねることに技も覚えていき、横綱級は7〜9歳で、この頃が円熟期と言われます。

昔の牛は大きくても600〜700kg前後でしたが、現在では大型化し、1トンを超える巨大な牛も増えています。そのため「全島

毎年夏にはサーフィン大会も開催される



「横綱」を決めるタイトル戦は、1トンを超える大型牛同士の激突となっています。

試合の前日には、前祝いとして、夕方から親戚、友人、知人がお祝いを持って牛主の家に集まります。試合当日は、先祖の仏壇に必勝祈願し、牛の角に酒と塩をかけます。集まった一族、友人、知人にも同じ酒と塩を配り出陣の儀式を行います。入場の際は、牛主もしくは勢子が綱を引き、露払いが塩を撒き、ラッパや太鼓を吹き鳴らし、「ワイド! ワイド!」「わっしょいばんざいの意味」の掛け声が闘牛場まで続きます。

闘牛の勝敗は、相手が逃げた時点で勝負が決まります。時には相手を角で突き刺し、勝負ありと判

定されることもあり、早い勝負で数秒、長引くと数時間闘うこともあります。最近では、25〜30分と制限時間を設け、勝敗が決しそわない場合は、観客の同意を得て引き分けとしています。勝ちが決まった瞬間、一族一統が場内になだれ込み、勝牛に飛び乗り、手舞い足舞い、指笛で歓喜し、ラッパ、太鼓の音もひときわ高く鳴り響き、勝牛は場内を意気揚々と一周します。

本町では、長い間引き継がれてきた伝統文化である「闘牛」を守り、次の世代に伝えていきたいと考えています。

(徳之島町 遠藤 智)



島の景勝地「コウラ岩」

情 報

NaviNaviNaviNavi 町村 NaviNaviNaviNavi

道町県町
海老本津
北白熊大

経産省、企業立地に頑
張る市町村20選を選定

経済産業省はこのほど、「企業立地に頑張る市町村20選」を発表した。町村からは北海道白老町と熊本県大津町の2町が選ばれた。「20選」は、企業立地に関して全国的に先進的な取り組みを行い、実績が上がっている市町村を選定するもの。

白老町は町長自ら東京や名古屋等に出向き、職員を含め年間約150回のセールスを展開。誘致企業に人材を紹介する無料職業紹介所を設置したことも評価された。

大津町は、1973年の本田技研工業の誘致以降、歴代町長が「人と企業 共に元気」の姿勢を貫き、基本姿勢に立ち、「企業あつての我が町」という意識を全職員に徹底させたことが評価された。

20選ではこのほか、企業誘致で特色ある取り組みを行っている長崎県新上五島町や鹿児島県さつま町など12市町も紹介している。

道町
海七
北二

町内循環バスの路線
MAPデザインを募集

町は、町民の足として利用されている町内循環バス「ふれあいシャトル」写真＝町提供(を観光にも活用するため、

沿線の名所等を盛り込んだ路線マップのデザインを募集している。

「ふれあいシャトル」は町内を走る生活路線バスと福祉バス、スクールバスを統合・再編し、2002年から運行を開始。一回100円(小学生50円)で乗ることが出来る。

今回、利用者増加策を検討していた「町循環バス運行検討委員会」が、5つある路線沿線に観光スポットなどが数多くあることから、ふれあいシャトルを観光にも活用することを提案。沿線の観光マップを募集することを決めた。

募集しているのは、沿線の観光情報が一目で分かる路線MAP。作品は、サイズA3両面(4色カラー)とし、2月末まで受け付ける。採用された人には、ふれあいシャトルの年間フリーパスポートや旬の農産物などが贈られる。



県町
山辺

「人材バンク」を開始

町は、町内の優れた人材を「やまのベマイスター(専門家)」として登録する「人材バンク」制度を始めた。様々な分野で高い技術を持つ人材を活用し、豊かな地域社会を築くのが目的。

同バンクは、登録されたマイスターを地域活動の先生として活用したい町民に紹介するもの。

現在10個人、1団体が登録しており、町ホームページで氏名、指導・協力内容、料金、経験・資格などの情報が公表されている。

主な指導・協力内容を見ると、県の民謡公認講師等の資格を持つマイスターによる民謡・歌謡曲指導や、アスレチックトレーナーによる健康教室などがある。このほか、赤ちゃんの夜泣き対策、郷土・家庭・アイデア料理などもある。

県町
良斑
奈斑

総合福祉施設の愛称募集

町は2008年度に開設予定の健康・福祉の拠点施設「斑鳩町(仮称)総合福祉会館」の愛称を町民から募集している。多くの町民に親しんで利用してもらおうのが狙い。

施設は地上2階建て、延べ床面積約4,095平方メートルで、地域包括支援センターや保健センター、社会福祉協議会などを一カ所に集約したものだ。

愛称は、1月31日まで募集し、選考委員会で決定する。愛称を採用された人に2万円の旅行券を贈る。応募対象は町内在住・在勤者で、1人1点。漢字、ひらがな、カタカナ、アルファベット、数字のいずれかを使用した10文字程度までの愛称を募る。

県町
島野
広熊

観光客の視点に立った
観光マップを作成へ

町は、町を訪れる観光客の視点に立った観光マップの作成に取り組んでいる。全国的に有名な町の伝統工芸品「熊野筆」を売る店や、飲食店などを掲載する。今年度中にも完成させる予定で、現在、町民から掲載する情報を募集している。

観光マップの作成は文部科学省の補助事業で、町地域振興課と観光ボランティアが中心になって取り組んでいる。町にはすでに公共施設や文化財の情報を掲載した観光パンフレットはあるが、同課は、「観光客の視点に立った今までにない内容の濃いものをつくりたい」と話している。

随 想

随 想

人が織りなす輝くまち 養老



岐阜県町村会長
養老町長

稲葉 貞二

養老町は、岐阜県の西南部、濃尾平野の最西端に位置し、滋賀県に近く三重県にも接する人口三万三千四百九人、面積七二・一四平方キロの清らかな水と豊かな緑に恵まれた歴史のまちです。

町の東部を大垣市と三重県桑名市を結ぶ国道二五八号が南北に、養老山麓に沿って主要地方道・南濃関ヶ原線が走るなど、道路交通の要衝となっています。また、将来、名神高速道路と養老JCTで繋がることとなる東海環状自動車も、本年四月に養老IC・北勢IC間の事業化が決定しましたので、今後は、早期完成に向け努力したいと考えています。公共交通の面では、本年度より沿線七市町が支援することで存続が決定した養老鉄道が町の中央を通っています。

西にそびえる急峻な養老山地は、揖斐・関ヶ原・養老国定公園に属し、扇状地には県営の養老公園が広がっています。また、標高九百メートル余りの山頂付近には、熊笹や山野草が生い茂り、山麓には東海自然歩道が縦断しています。町の中央を直轄河川・牧田川が西から東に流れ、揖斐川に注いでいます。海拔0メートルという低湿地帯は輪中を形成していましたが、土地改良事業で姿を消しています。また、中小の河川や池沼も多く、水郷地帯を形作ってきました。この地域は、豊潤な大地の恩恵を受けてきましたが、その一方、常に水との闘いの歴史でありました。特に、宝暦年間の薩摩藩によるお手伝い普請、木曾三川分流工事が多く困難を乗り越え行われましたが、今日でもこの薩摩

義士の遺徳をしのぶものとして、大巻薩摩工役館跡などが町に残されています。自然豊かな県営養老公園には、水の流れが絶えることのない養老の滝と養老神社境内に湧水している菊水泉があり、当時の環境庁から名水百選に選定されています。今から千三百年ほど前の七十七年、年老いて病に伏せた父親を看病しながら、山で薪を拾い生計を立てていた源丞内(げんじょうない)が、ある日、滝の水を汲んで父親に飲ませたところ、これはうまいと水がお酒に変わったのです。父親も元氣になり、この孝行息子と滝の水がお酒に変わったという話が都に伝わり、これを時の女帝・元正天皇がお聞きになって、この地を行幸されました。元正帝は、「この香しい水は、若返りの水ぞ。」と驚かれ、元号を靈龜から養老に改元されました。当町では、親孝行のふる里としてこれをまちづくりに取り入れていきます。家族の絆を大切にしたいと今年で第8回目を迎えた「家族・絆・愛の詩」を全国から募集し、本にまとめ出版しています。

また、公園内には、平成七年、体験的庭園「心のテーマパーク・養老天命反転地」がオープンしています。このほか、岐阜県こども

の国をはじめ、楽市楽座などバラエティー豊かな施設があり、全国から年間百万人の観光客に楽しんでいただいています。

町の北部には、二世紀後半に造られたといわれる象鼻山古墳などもあり、歴史的遺産や伝統をこれからも守っていききたいと考えています。

名古屋市への通勤圏内でありませんが、農業も盛んで二千五百ヘクタールの水田をはじめ、野菜・トマト・イチゴのほか大規模養鶏や食肉加工業もあります。また、名神高速道路養老サービスエリアは、全国第三位にランクされるくらいの人気が立ち寄られ、地元産品の販売をはじめ、雇用も多数となっています。最近では、中小工場や大型スーパーの進出も増加し、経済活動も活発になっています。

高齢化率が二一・一%で高齢化は年々進んでいます。第四次総合計画の将来像「人が織りなす輝くまち養老」を基本理念とし、幸せに安全に暮らせ、天下の名高い「養老の滝」をもつ「住んでよかった」と思えるような諸施策を町民の方々と協力して進め、誇りと愛着をもって魅力ある活力に満ちた養老町を築いてまいります。

情 報

町村専用ページ「町村.com」をご覧になっていますか

● <http://www.zck.or.jp/choson/> ●

全国町村会では、全国の町村との連携を密にし、町村長と町村職員のみなさんの情報収集の利便性を向上させるため、町村専用ページ「町村.com」を開設しています。

「町村.com」では、全国町村会の活動状況や中央省庁などの政策情報を随時ご提供しているほか、全国の町村の先進的な取り組み事例をはじめ、各種統計資料など様々なデータも公表しています。

私どもは、「町村.com」が町村関係者にとって真に役立つホームページとなることを目指し、これからも充実をはかっていきたいと考えていますので、ご覧になったご感想・ご意見を、下記のメールアドレスにお寄せください。

kouhou@zck.or.jp

- ・「町村.com」は、町村関係者の方だけがご利用いただける専用ページです。ご覧になる際は、所定のパスワードが必要になります。
- ・ユーザー名とパスワードは、各町村にお知らせ済み(平成18年9月27日付)ですが、お問い合わせは、全国町村会広報部までメール(kouhou@zck.or.jp)でお願いいたします。



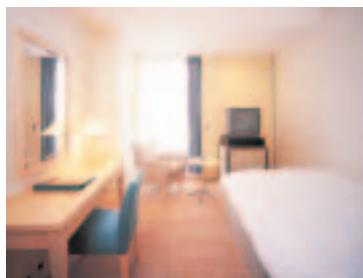
都道府県別市町村数

(平成20年 1月 1日現在)

都道府県	町	村	町村計	市	計	都道府県	町	村	町村計	市	計	都道府県	町	村	町村計	市	計
北海道	130	15	145	35	180	富山県	4	1	5	10	15	岡山県	10	2	12	15	27
青森県	22	8	30	10	40	石川県	9	0	9	10	19	広島県	9	0	9	14	23
岩手県	16	6	22	13	35	福井県	8	0	8	9	17	山口県	9	0	9	13	22
宮城県	22	1	23	13	36	長野県	25	37	62	19	81	徳島県	15	1	16	8	24
秋田県	9	3	12	13	25	岐阜県	19	2	21	21	42	香川県	9	0	9	8	17
山形県	19	3	22	13	35	静岡県	19	0	19	23	42	愛媛県	9	0	9	11	20
福島県	32	15	47	13	60	愛知県	26	2	28	35	63	高知県	17	6	23	11	34
茨城県	10	2	12	32	44	三重県	15	0	15	14	29	福岡県	34	4	38	28	66
栃木県	17	0	17	14	31	滋賀県	13	0	13	13	26	佐賀県	10	0	10	10	20
群馬県	16	10	26	12	38	京都府	10	1	11	15	26	長崎県	10	0	10	13	23
埼玉県	29	1	30	40	70	大阪府	9	1	10	33	43	熊本県	26	8	34	14	48
千葉県	17	3	20	36	56	兵庫県	12	0	12	29	41	大分県	3	1	4	14	18
東京都	5	8	13	26	39	奈良県	15	12	27	12	39	宮崎県	18	3	21	9	30
神奈川県	13	1	14	19	33	和歌山県	20	1	21	9	30	鹿児島県	24	4	28	18	46
山梨県	9	6	15	13	28	鳥取県	14	1	15	4	19	沖縄県	11	19	30	11	41
新潟県	9	6	15	20	35	島根県	12	1	13	8	21	合 計	819	195	1,014	783	1,797

ゆとりとやすらぎのひととき

静かさと心地よさに配慮し、室内インテリア全体を落ち着いた雰囲気にもとめ、ゆったりとしたやすらぎのひとときをお届けいたします。



▲洋室シングル



▲洋室ダブル



▲洋室ツイン

土・日・祝日はリーズナブルに

- 土・日・祝日のご宿泊は、平日料金の20%OFFでご利用いただけます。
- 金曜のご宿泊は、平日料金の15%OFFでご利用いただけます。
- 和室もございます。お問い合わせ下さい。
- 禁煙ルームをご用意いたしました。

シングル 119室 平日料金 9,817円より
金曜日料金 8,344円より
土・日・祝日料金 7,854円より

ダブル 12室 平日料金 13,282円 2名利用 ※1名利用の場合11,072円
金曜日料金 11,289円 ※1名利用 9,326円
土・日・祝日料金 10,626円 ※1名利用 8,778円

ツイン 17室 平日料金 18,480円より 2名利用
金曜日料金 15,708円より
土・日・祝日料金 14,784円より

全国町村会館へのアクセスガイド

- 有楽町線・半蔵門線・南北線「永田町」 3番出口徒歩1分
- 丸の内線・銀座線「赤坂見附駅」徒歩5分
- タクシー 東京駅から約20分

市町村職員共済組合等の宿泊助成券がご利用いただけます。

ご宿泊の予約が、全国町村会館のホームページからお申し込みいただけます。

ご予約・お問い合わせは

<http://www.zck.or.jp/kaikan/index.html>



優良防火対象物認定表示制度
による優良防火対象物として
認定されました
(第0708-102-004)



全国町村会館 TEL:03(3581)0471 FAX:03(3581)0220

〒100-0014 東京都千代田区永田町1丁目11番35号